

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年10月17日京都市条例第15号）（総務局人事部給与課）

国家公務員の休息時間が廃止されたことに準じ、休息時間を廃止することとしました。

なお、特別の勤務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものの休息時間については、当分の間、なお従前の例によることとしました。

この条例は、平成20年1月1日から施行することとしました。

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年10月17日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第15号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「、休息时间」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

第11条中「、休息时间」を削り、同条を第10条とする。

第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 特別の勤務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものの休息时间については、当分の間、なお従前の例による。

(総務局人事部給与課)